

天理市告示第73号の2

天理市開発指導要綱（平成元年9月天理市告示第44号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

天理市長 並 河 健

第1条 天理市開発指導要綱（平成元年9月天理市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「水路」の次に「、防災調整池その他雨水流出抑制施設（以下「防災調整池等」という。）」を加える。

第4条第2項中「、奈良県新総合計画」を削り、「、天理市総合計画等」を「及び市の行政計画等」に改める。

第8条中「基本構想をはじめとする基本計画」を「行政計画等」に改め、「災害」の次に「及び犯罪」を加える。

第10条第1号中「計画等」を「行政計画等」に改め、同条第4号中「及び水路」を「、水路及び防災調整池等」に改める。

第12条第4号中「公園等」の次に「、防災調整池等」を加える。

第15条第1項中「、上下水道事業の管理者又は消防署長」を削る。

第16条第3項中「とし、」の次に「必要に応じて」を加える。

第2条 天理市開発指導要綱（平成元年9月天理市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1号を加える。

(7) 犯罪予防については、犯罪の機会を減少させるために必要な措置を講ずること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の天理市開発指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後において

開発事業に係る事前協議を行う者について適用し、同日前に開発事業に係る事前協議を完了した者については、なお従前の例による。